

⑩取扱職種の範囲等（取扱職種・地域）の変更様式第6号（第1面）記載例
 （有料・無料・特別の法人）の場合）

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。

有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。

有 料 ・ 無 料
 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
 有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

厚生労働大臣 殿

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業主による届出となりますので「代表者印」を押印してください。

該当する箇所以外は抹消してください。

②申請届出者氏名 株式会社 紹介鹿児島
 代表取締役 紹介 一郎

代表者印

- 有料再交付
- 無料再交付
- 有料変更
- 無料変更
- 有料変更書換
- 無料変更書換
- 取扱職種の範囲
- 特別の法人変更

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する、第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

無料職業紹介事業

特別の法人無料職業紹介事業

有料職業紹介事業

記

③許可・届出番号	4 6 - ユ - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称	株式会社 紹介鹿児島 <small>個人事業主は、氏名を記載してください。</small>
⑤所在地	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 (〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 <small>鹿児島県から記載してください。</small>
⑥事業所	株式会社 紹介鹿児島 西千石支店
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 〇〇ビル1かい 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階

⑩取扱職種の範囲等（取扱職種・地域）の変更様式第6号（第1面）記載例
 ((有料・無料・特別の法人)の場合)

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捺印」を押印してください。

有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。取扱職種及び地域の変更の場合、「許可証の書換」(届出制除く)となります。

有 料 ・ 無 料
 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
 有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書
 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

事業主による届出となりますので「代表者印」を押印してください。

該当する箇所以外は抹消してください。

②申請・届出者氏名 株式会社 紹介鹿児島
 代表取締役 紹介 一郎

代表者印

有料再交付

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

無料再交付

2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

有料変更

3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

無料変更

4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

有料変更書換

5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。

無料変更書換

6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。

無料職業紹介事業

特別の法人無料職業紹介事業

有料職業紹介事業

取扱職種の範囲

7. 職業安定法第33条第4項において準用する・~~第32条の3第2項~~において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。

特別の法人変更

8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	4 6 - ム - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ しょうかい かがしま 株式会社 紹介鹿児島
⑤所在地	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 (〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 鹿児島県から記載してください。
⑥事業所	かぶしきがいしゃ しょうかい かがしま にしせんごくしてん むりょうしょくぎょうしょうかいじょ 株式会社 紹介鹿児島 西千石支店 無料職業紹介所
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 〇〇ビル1かい 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階

**⑩取扱職種の範囲等（取扱職種・地域）の変更様式第6号（第1面）記載例
（有料・無料・特別の法人の場合）**

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。

有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。

有 料 ・ 無 料
~~職業紹介事業許可証再交付申請書~~
~~職業紹介事業変更届出書~~
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~
~~有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業主による届出となりますので「代表者印」を押印してください。

厚生労働大臣 殿

② 申請届出者 氏名 ^{（ふりがな）} 株式会社 紹介鹿児島
 代表取締役 ^{（ふりがな）} 紹介 一郎

代表者印

該当する箇所以外は抹消してください。

有料再交付

1. ~~職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~

無料再交付

2. ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~

有料変更

3. ~~職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

無料変更

4. ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

有料変更書換

5. ~~職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。~~

無料変更書換

6. ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請を~~

無料職業紹介事業

特別の法人無料職業紹介事業

有料職業紹介事業

取扱職種の範囲

7. ~~職業安定法第32条第4項において準用する第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~

特別の法人変更

8. ~~職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	4 6 - 特 - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 ^{（ふりがな）}	株式会社 紹介鹿児島
⑤所在地 ^{（ふりがな）}	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 (〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号
鹿児島県から記載してください。	
⑥事業所	^{（ふりがな）} 名称 株式会社 紹介鹿児島 西千石支店 無料職業紹介所
	^{（ふりがな）} 所在地 かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 〇〇ビル1かい 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階

⑦変更事項	取扱職種の範囲等の変更	
⑧変更前	取扱職種：一般事務の職業 地域：鹿児島県 その他：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。	
⑨変更後	⑩取扱職種の範囲等へ記載 変更後については、⑩取扱職種の範囲等に全ての項目を記載してください。	
⑩取扱職種の範囲等	取扱職種：一般事務の職業、マネキン 地域：鹿児島県、熊本県、宮崎県 その他：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。	
⑪変更（廃止）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	理由を記載してください。	
⑬変更（廃止）理由 再交付理由	事業拡大のため。	
⑭備考	担当者：紹責 太郎 TEL：099-△△△-〇〇〇〇 FAX：099-△△△-〇〇〇〇	

変更前を全て記載してください。

変更後の内容を全て記載してください。

取扱職種を限定する場合には、平成23年度厚生労働省編職業分類表の「中分類」より記載し、求職受付手数料を徴収できる「芸能家」、「家政婦（夫）」、「配せん人」、「調理士」、「モデル」及び「マネキン」については、別に記載してください。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対応するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に基づくものです。

地域を限定する場合には「都道府県名」又は「市町村名」を記載してください。

申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先（日中連絡がとれる番号）を記載してください。

抹消してください。

~~なお、申請者（法人にあっては役員を含む）については、職業安定法第32条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。~~

外国人技能実習生

代表
者印

様式第6号 (第2面)

⑦変更事項	取扱職種及び地域の変更	
⑧変更前	取扱職種：製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） 地域：鹿児島、インドネシア共和国 その他：出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る職業紹介であり、求人者は組合員に限る。	
⑨変更後	⑩取扱職種の範囲等へ記載	
⑩取扱職種の範囲等	取扱職種：製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、 農業の職業 地域：鹿児島、 宮崎、中華人民共和国 その他：出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る職業紹介であり、求人者は組合員に限る。	
⑪変更（廃止）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	理由を記載してください。	申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先（日中連絡がとれる番号）を記載してください。
⑬変更（廃止）理由 再交付理由	事業拡大のため	
⑭備考	担当者：紹責 太郎 TEL：099-△△△-〇〇〇〇 FAX：099-△△△-〇〇〇〇	

抹消してください。

~~なお、申請者（法人にあっては役員を含む）については、職業安定法第32条各号に掲げる
欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、
かつ、同法第32条第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。~~